

公平なはずの 裁判長が かたよった訴訟指揮

仲戸川裁判長
(千葉地裁民事5部)

	建物の存否	実地検証
被告・反対同盟	ある	強く要請
原告・空港会社	なし	裁判長に従う

→→→裁判長が「検証しない」と助け船！

市民のみなさん！ 千葉地裁民事5部（仲戸川隆人裁判長）の法廷で、じつに不可解なやり取りが続いています。

事件は建物の撤去を求める成田空港会社（NAA）に対して、空港反対同盟が権利を主張し訴えの棄却を求める裁判です。最大の争点は、登記された木造建物が現存するか否かです。（解説参照）

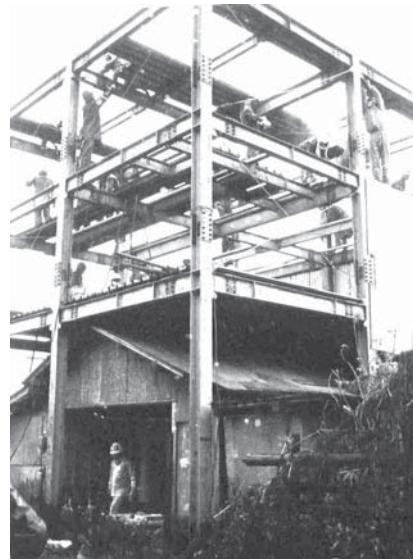
見れば分かる検証を 裁判長はなぜしない！？

「登記建物は現にある」と主張する被告・反対同盟。登記建物は鉄骨造り建物を建設したときに「解体された」と主張するNAA。「じゃあ実際に現場に行こう」と申し立てる反対同盟。対するNAAは、最初は言を左右にしていたものの、さすがに「検証はいやだ」と言えず、裁判所の判断に従う意向を表明、助け船を求めたのです。

●拙速審理の早期結審は許されない

仲戸川裁判長の判断が問われました。そして過日行わられた協議で、裁判長は「今、検証について（しないと）判断するか、判断を留保して証人調べに入るか」と、高圧的に事実をあいまいにする意向を示しました。

私たちは、公平であるべき裁判所が、一方の側に偏った訴訟指揮を進めることにたいへんな脅威を感じます。拙速審理による早期結審へと動き出したとしか思えません。仲戸川裁判長は建物を実地に検証すべきです。拙速審理による早期結審は許さない！



鉄骨造りの建物は、木造建物を増築して建設された。写真は、1988年の建設途上を撮影したもの

【解説】

■この裁判は、成田空港暫定滑走路の欠陥のひとつである「へ」の字に曲がった誘導路をめぐる事件です。予定地に建つ建物（鉄骨造り建物）を撤去しようとして、2004年3月に、成田空港会社が建物所有者の空港反対同盟を相手に起きました。

■建物は二重構造になっており、鉄骨造り建物の中には登記された木造建物が存在します。これは反対同盟に地上権があることを示す重大な事実であり、この権利が立証されると建物が撤去できなくなります。

■空港会社は木造建物の存在を認めるわけにはいかず、反対同盟が鉄骨造り建物を増築したときに解体されたと言い張っています。

三里塚芝山連合空港反対同盟

(連絡先) 事務局長・北原鉱治 成田市三里塚115

<http://www.sanrizuka-doumei.jp/blog/>